

住 宅 用 地 の 申 告 書

(宛先) 京都市長		年 月 日	
申告者の住所 (法人の場合は、事務所の所在地)		申告者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者名)	
		電話 () —	
個人番号又は法人番号		納税者コード C/C	

下記の土地について、京都市市税条例第59条		☐ 第1項 ☐ 第2項		の規定により申告します。	
土 地 の 所 在		地 番		地 積	
				m ²	
上記の土地 の使用の内 訳	住宅敷地部分 (通路部分を除く。)				
	住宅への通路部分				
	住宅敷地以外の部分				
	☐ うち駐車場				
	☐ うち資材置場(居住用のものは除く。)				
	☐ その他				
その他必要 な事項	(駐車台数の内訳)				
	総駐車台数 (①+②)		(台)		
	① 住宅の居住者以外の者が使用する台数		(台)		
	② ①以外の台数		(台)		
上 記 の 土 地 の 上 に 存 す る 家 屋 の 概 要					
家 屋 番 号	構 造	地 上 階 数	用 途 (居 住 割 合)	住 居 の 数	床 面 積
			(居住割合 %)		m ²
申 告 に 係 る 土 地 及 び 家 屋 の 異 動 に 関 す る 事 項					
異 動 の 内 容					
異 動 の 年 月 日		年 月 日			

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 該当する□の中にレ印を記入してください。

3 この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

	課 長	係 長	担 当
決 裁			

申告書の記入方法

- 1 使用状況については、変更のあった年の翌年の1月1日時点（見込み）の状況で申告してください。
- 2 現在の使用状況が分かる図面及び契約書等の写しを添付してください。また、使用区分ごとに図面上に記号を付し、「備考」欄にその記号を記入してください。
- 3 住宅の敷地が2筆以上の土地にわたる場合は、「地番」欄に「××番地外6筆」（××番地の××は、代表地番）などと「地積」欄には、それらの土地の面積を合算したものを記入し、その内訳を別紙明細に記入してください。
- 4 住宅の敷地が1筆の土地の一部の場合は、「地番」欄に「××番地の内」などと記入し、「地積」欄には、その部分の面積を記入してください。
- 5 一の住宅敷地に2棟以上の家屋が存する場合は、その内訳を別紙明細に記入するとともに、図面にその家屋番号を記入してください。
- 6 「家屋の概要」の「用途」欄には、登記簿上の建物の種類にかかわらず実際の利用状況に応じ、「居宅」、「店舗」、「倉庫」などと、また、1棟の家屋を複数の用途に使用している場合は、「1階：店舗、2～4階：居宅」などと記入してください。
- 7 （居住割合）については、その家屋の延床面積に対する居住のために使用している部分の床面積の割合を記入してください。また、居住の用にも居住以外の用にも共に供される部分（共同利用部分）がある場合は、次の式により計算してください（小数点以下切捨て）。

$$\text{居住割合（\%）} = \frac{\text{居住のために使用している部分の床面積}}{\text{当該家屋の延床面積} - \text{共同利用部分の床面積}} \times 100$$

- 8 「住居の数」は、通常の戸建て住宅では1棟の住宅につき、1の住居となりますが、共同住宅のように、その家屋の中に1世帯が独立して生活を営むことができる区画された部分が2以上ある場合には、その区画された部分の数（戸数）が当該家屋における「住居の数」となります。
- 9 虚偽の申告をした場合は、固定資産税及び都市計画税が遡って追徴されるほか、地方税法第385条の規定により、罰則が課せられることがあります。

住 宅 用 地 の 申 告 書 (別紙明細)

[illegible]

住宅用地に係る家屋の配置図（兼 土地使用図）

- 注1 1筆の土地に複数の棟の家屋がある場合や2筆以上の土地にまたがって1棟の家屋がある場合は、土地と家屋の対応関係が分かるように、この配置図に記入してください。
- 2 土地の一部を貸駐車場等、別の用途に供している場合は、その部分を図面で明示し、当該部分の面積を記入してください。
- 3 建築図面等の写しを提出する場合は、この配置図の提出は不要です。